

## 仕 様 書

### 1 概要

- (1) 件名  
周南東部環境施設組合（2施設）で使用する電力の供給
- (2) 供給場所  
別紙1「施設等一覧」のとおり

### 2 仕様

- (1) 供給期間  
令和6年10月1日から令和9年9月30日まで  
(地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約)
- (2) 供給のための準備期間  
契約締結日から令和6年9月30日まで
- (3) 電気方式等
  - ア 電気方式 交流3相3線式
  - イ 標準電圧 6,000V
  - ウ 標準周波数 60Hz
  - エ 受電方式 1回線受電
  - オ 非常用自家発電設備 有り（連結系統なし）
- (4) 契約電力等
  - ア 予定契約電力 418kW  
(ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
  - イ 予定使用電力量 554,202kWh  
(令和6年10月1日から令和7年9月30日までの各月の予定使用電力量は、入札書内訳書のとおりとする。)  
ただし、気象条件や社会経済情勢によって増減する可能性がある。
  - ウ 標準力率 100%
  - エ 参考（令和5年4月から令和6年3月までの電力消費実績）  
別紙2「電力消費実績」参照
- (5) 電力量の検針  
別紙1「施設等一覧」のとおり
- (6) 需給地点  
別紙1「施設等一覧」のとおり
- (7) 電気工作物の財産分界点  
別紙1「施設等一覧」のとおり
- (8) 保安上の責任分界点  
別紙1「施設等一覧」のとおり
- (9) 力率等  
フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
- (10) 蓄熱設備  
別紙1「施設等一覧」のとおり

(11) 太陽光発電

- ア 別紙1「施設等一覧」のとおり
- イ 余剰電力は売電していない

3 燃料費等調整額

電気契約要綱等に基づき算定された燃料費等調整額による。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき、毎年度、経済産業大臣が定める単価による。

5 契約期間中における電気料金の算出式（1月当たり）

(1) 税込み単価で契約する場合

電気料金＝基本料金（ア）＋電力量料金（イ）＋燃料費等調整額（ウ）＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（エ）

ア 基本料金  $=$  契約電力 $\times$ 基本料金単価 $\times$ 力率割引率  
 $=$  契約電力 $\times$ 基本料金単価 $\times$ （185（%）） $-$ 当該月の平均力率（%）

イ 電力量料金  $=$  当該月の使用電力量 $\times$ 当該月の電力量料金単価

ウ 燃料費等調整額 $=$  当該月の使用電力量 $\times$ 当該月の燃料費調整単価等

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金  
 $=$  当該月の使用電力量 $\times$ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

オ 契約電力及び最大需用電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

カ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

キ 基本料金及び電力量料金は、小数点第2位までとし、第3位を四捨五入する。

ク 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てる。

(2) 税抜き単価で契約する場合

上記の算出式による電気料金に、次により算出した消費税及び地方消費税に相当する額を加える。

消費税及び地方消費税相当額 $=$ （基本料金（ア）＋電力量料金（イ）＋燃料費等調整額（ウ）  
＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（エ）） $\times$ 0.1

6 請求書の提出方法

- (1) 紙媒体とする。
- (2) 施設ごとの明細を添付すること。

7 その他

- (1) 受注者は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の内容を遵守すること。
- (2) その他、定めのない供給条件等については、受注者の定める電力供給約款等により双方協議の上、定めるものとする。